

条件反射制御法学会選挙規定

第1条（理事及び監事の選出）

- 1 理事及び監事は会員の直接選挙により選出する。
- 2 理事及び監事は立候補した候補者の中から、選挙により選出する。

第2条（選挙権）

理事及び監事選挙の有資格者は、選挙管理委員会の確認した選挙権有資格者名簿作成時点において、選挙実施年度を含めて、過去3年間に1年以上会費を納入したものに限る。

第3条（投票方法）

- 1 理事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、10名以内の連記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。
- 2 監事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、1名の単記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。
- 3 投票方法は下記2通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法を決定する。
 - ① 学術集会会場で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。
 - ② 郵送で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がそれを選挙管理委員会に返送する。

第4条（当選者の決定）

- 1 当選者は、投票の得票数の多い順から選ぶ。得票数が同数の場合は、抽選で順位を定める。理事に当選した者で就任を辞退するものがあつたときは、得票数の多い順に繰り上げて当選するものとする。就任後の退任に伴う補充は行なわない。
- 2 候補者の数とその定員を超えないときは、投票を行わず、その候補者を当選者とする。

第5条（選挙管理委員会）

- 1 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。
- 2 選挙管理委員会は、理事会の指名する理事2名及び理事以外の会員2名をもって組織する。

第6条（改正）

本規定の改正は総会の議決を要する。

付則

1. 2019年10月5日第八回学術集会における総会において本規定を全面改正